

J Aグループの自己改革の実現に関する意見書

政府は、本年6月改訂の農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、農業の成長産業化に向けて農協改革の推進を決定しましたが、政府によるJ A改革は農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化というJ Aグループが目指す基本方向と大きな開きがあり、それが強行されるとすれば、農業の生産現場や地域に大きな混乱をもたらし、かえって改革の目的に逆行する事態を招きかねません。

よって、政府におかれては、次の事項が実現されるよう、強く要望します。

- 1 地域の振興や農業の多面的機能の発揮についても農協法の目的に位置づけ、事業目的の見直しは協同組合の基本的性格を維持すること。
- 2 准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。
- 3 J A・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式・ガバナンス制度や法人形態の転換等は強制しないこと。
- 4 自立したJ Aの自由な意思に基づき生まれ変わる新たな中央会は、代表、総合調整、経営相談・監査の機能を十全に発揮できるよう、農協法上に位置づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月22日

長岡市議会議長 丸 山 勝 総

(あて先)

内閣総理大臣、農林水産大臣